

戦争をさせない  
1000人委員会  
Anti-War Committee of 1000

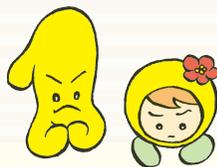
憲法、  
変える必要  
ありますか？

安倍首相は、2020年までになにがなんでも憲法を変えようと、その必要性を叫んでいます。3月25日の自民党大会では「改憲4項目」の改正条文案を最終決定することはできませんでしたが、それぞれの案を一本化して提示しています。5月3日にはビデオメッセージで、あらためて改憲への意欲を示しています。

日本国憲法ができてから70年あまりたったのだし、古くなったところや、悪いところがあるのならそこを直して、この社会がより良くなるのであれば……と、考えている方もいらっしゃると思います。

しかし、実際に自民党が示した条文案をみていくと、安倍首相の言うとおりに憲法を変える必要性はまるでないばかりか、むしろその問題性、そして危険性がみえてくるのです。

## 自衛隊明記の9条改憲案は何が問題ですか？



自民党たたき台素案

9条の2 ① 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

昨年5月3日の安倍首相による「憲法9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という提案を受けて、自民党の憲法改正推進本部が検討を進めてきた9条改憲案。今年3月14日の同本部会議では、「9条2項を削除する案」（①自衛権明記・国防軍保持案、②陸海空自衛隊保持案）と「9条2項を維持する案」（③～⑤自衛隊明記案、⑥⑦自衛権明記案）という7案に絞り、3月22日会議でやっと上記案に一本化されました。

自民党は衆参両院の法制局や憲法審査会事務局といった専門職の協力をえながら条文案を作成しているので、この条文の書き方は巧妙で、

解釈はなかなか難しいです。この条文案にはどのような問題があるのでしょうか。

まず、当初予定していた「必要最小限度の」という文言が削除されたことで、自衛隊の活動に制限がなくなります。自民党憲法改正推進本部の資料を見ると、「自衛の措置」とは「自衛権」のことで、自民党が単に「自衛権」と表現する場合はここに個別的自衛権だけでなく集団的自衛権も含めて考えています。「前条の規定は、……妨げず」とする書き方も、同本部資料によれば、戦力と交戦権を否定した9条2項の例外規定の意味合いが含まれる場合もあると説明しています。

また、自衛隊法3条は自衛隊を「国の安全を保つため」の組織とすることで、活動も国内に限定されますが、「国民の安全」を加えることで意味合いが変わってきます。「国民の安全」を付け加える案は、自民党の2005年・2012年改憲案も同様ですが、2012年改憲案の25条の3に「在外国民の保護」規定を入れていました。したがって、この文言から在外国民保護のための海外派兵を正当化する可能性もあります。

さらに、自衛隊法7条は「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」としています。この「内閣を代表して」という文言には、同様の文言がある憲法72条や内閣法5条の規定から、内閣総理大臣には閣議決定を前提にした職務遂行が求められています。しかし、自民党の2012年改憲案の9条の2の1項と72条3項で内閣総理大臣を国防軍の最高指揮官としていることからしても、今回の条文案で「首長たる内閣総理大臣」としたことには、首相の権限を強化する意図も感じられます。

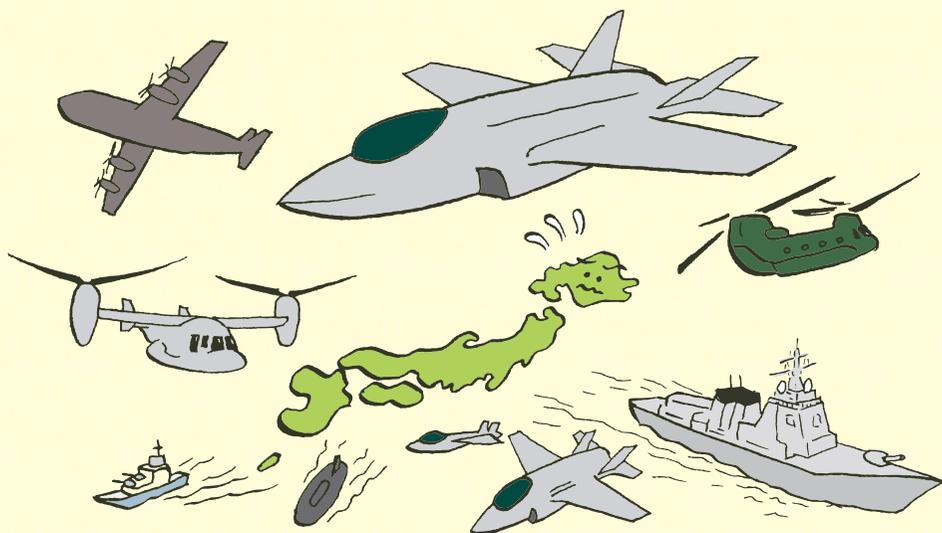
9条の2の2項は、一見すると国会の統制規定のようにも見えます。今回の改憲論には立憲主義の観点から対抗すべきと考える「立憲的改

憲論」を唱える人たちも乗る可能性があります。しかし、この書き方であれば、国会の事前承認に限定されていませんし、「その他の統制」も定かではなく、強固な統制は期待できません。

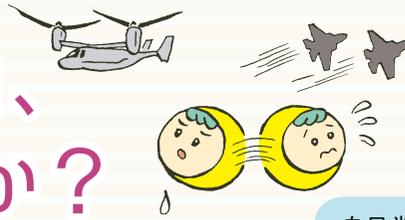
やはり今回の9条改憲案は、集団的自衛権行使を可能にした2015年「戦争法」を憲法上正当化することになります。憲法研究者による自衛隊違憲論があったことで、政府には常に9条と自衛隊との関係についての説明責任が生じ、自衛隊は9条で保持が禁止された戦力ではない・「実力」にすぎない（軍隊ではない）、専守防衛に努める、海外派兵や集団的自衛権行使はできない、という歯止めをかけてきましたが、これをなくすものです。

さらに、憲法上自衛隊には「公共性」が付与され、自衛隊機の夜間離発着や有事の際の土地収用、医療・土木・運輸・通信などの民間労働者の戦争動員、産学軍事研究がしやすくなります。今回の改憲案は、「9条に自衛隊の存在を明記するだけ」「従来と何も変わらない」改憲ではないのです。このような改憲をさせてはいけません。

清水 雅彦（日本体育大学教授、憲法学）



# 「緊急事態条項」、 憲法に必要ですか？



自民党たたき台素案

64条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

73条の2 ① 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

緊急事態条項（国家緊急権）とは、武力攻撃、自然災害、テロなどの重大事態が生じた際に憲法秩序を一時停止し、国家権力の一部が非常措置をとることができるようにする規定を指します。憲法秩序に基づかない措置という点で立憲主義に反し、私たちの基本的人権を制約するものです。



通常、法律は国会での審議・採決により制定されますが、自民党の素案は「大規模な災害」によりその時間がない特別の事情があるときに、内閣が政令を制定できる、としています。災害と聞くと、多くの人々は自然災害を思い浮かべるでしょう。しかし、国民保護法2条4項で「武力攻撃災害」（武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、

放射性物質の放出その他の人的又は物的災害）という用語が使われているように、災害とは自然災害だけを意味するわけではありません。したがって、武力攻撃災害の意味で自衛隊が防衛出動（自衛隊法76条1項）する可能性があります。

仮にそれが主には自然災害を指しているとしても、災害対策基本法など関連法が整備されていますので、政令が別途必要になるとは思えません。むしろ、救援が必要な被災者のニーズにあわない政令が制定される可能性すらあります。武力攻撃災害の場合、「法律で定めるところにより」の法律は有事法制や戦争法などを意味します。その下で、武力行使や外国軍への後方支援を強化する政令、自衛隊の活動を優先し市民の人権を大幅に制約する政令が制定されかねません。

議員の「任期の特例」については、憲法に国会の臨時会召集（53条）や参議院の緊急集会（54条2項）の規定があり、特例を定める必要はありません。

清末 愛砂（室蘭工業大学大学院准教授、憲法・家族法）

# 「合区解消」のため、憲法を変える必要ありますか？

自民党たたき台素案

47条 ① 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとして定めることができる。

② 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

92条 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

いまの参議院選挙は「都道府県」を選挙区としてきたため、人口の関係で一票の価値に格差が生じています。こうした「一票の格差」を解消するため、2016年7月の参議院選挙では、「徳島県」と「高知県」、そして「鳥取県」と「島根県」を一つの「合区」にして選挙を実施しました。ただ、こうした「合区」では参議院選挙の際に国会議員を選出できない都道府県が出ます。

そこで各県から一人の参議院議員を出すためとして、自民党は憲法改正を主張しています。たたき台素案 92条では「広域の地方公共団体」として「都道府県」を想定し、その「広域の地方公共団体」の選挙に関してたたき台素案の47条では「改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙」できるとしています。こうした憲法改正がされれば「一票の格差」が問題とされなくなる可能性があります。たとえば、ある県では1人1票なのに、別の県では1人で5票を投票するのと同じ状況が生じる可能性が

あります。それで良いのでしょうか？

憲法では衆議院と参議院は「全国民」の代表とされています（憲法43条）。一方、たたき台素案のような改正をすれば、全国民の代表である衆議院議員と全国民を代表しない参議院との関係なども見直す必要が出ます。そうした議論が主権者である私たちの間で十分になされているのでしょうか？

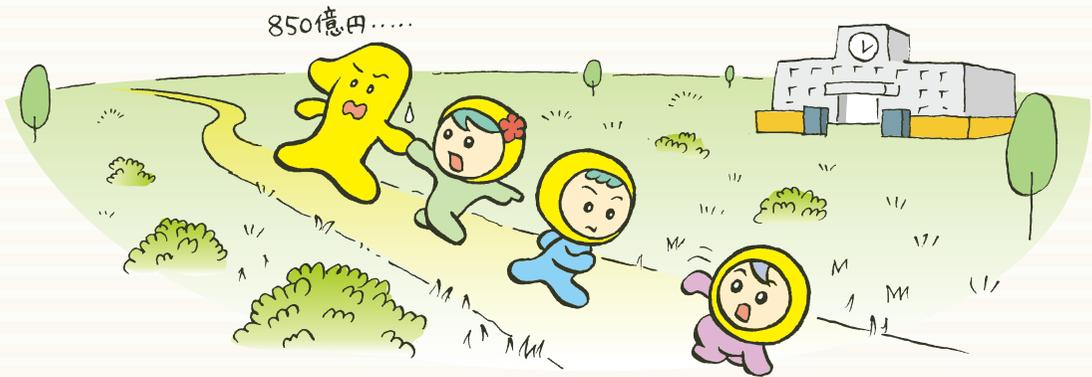


「合区」を解消するためなら「公職選挙法」などを改正するだけで可能です。そもそも「合区」解消のための憲法改正は、地方に強い選挙基盤を持つ自民党に有利な選挙制度をつくるための憲法改正になっています。『日経新聞』2018年2月20日付社説は「まるで自民党の自民党による自民党のための憲法改正である。同党憲法改正推進本部がまとめた選挙制度に関する改憲案はあまりに自民党に有利な制度設計

であり、到底受け入れがたい」と批判しています。

憲法改正国民投票には850億もの予算がかかると想定されていますが、自民党に有利な選挙制度を設けるため、850億円もの私たちの税金を使って憲法を変えることに賛成しますか？

飯島 滋明（名古屋学院大学教授、憲法学・平和学）



## 「教育の充実」は、改憲しないとできないのでしょうか？

自民党たたき台素案

26条 ③ 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

自民党は、憲法改正案で、憲法26条に「教育の充実」として「国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであ

ることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない」との3項を加えるとなりました。ここでは、2つの大きな問題があります。

1つは、「経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保」の文言と「教育環境の整備に努めなければならない」との文言です。

国連は、①初等教育は義務として無償とする、②中等教育（中学・高校）・高等教育（大学ほか）は無償化を漸進的に導入する、と規定した「国際人権A規約」を1966年に採択し、日本も1979年に批准しています。この規約にそってヨーロッパでは、高校の無償化はもちろんのこと、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ドイツなどでは大学までも無償となっています。「教育は権利」という考えが確立しているのです。



しかし、自民党政権は、「わが国は、中等教育及び高等教育の漸進的無償化については留保しています」（外務省HPより）として、高校・大学の無償化を実施しませんでした。条約批准国（約160カ国）のうち、教育の無償化を留保してきたのは、日本とマダガスカルのみでした。貧困と格差の広がりの中で、教育を受ける権利は侵害され続けてきました。

2012年、当時の民主党政権は、高校の授業料無償化を実現し、国連に対して無償化の留保を撤回しました。当時野党であった自民党は、高校授業料無償化を「理念なき選挙目当てのバラマキ政策。過度の平等主義・均一主義」（自民党のHPより）ときびしく非難しました。しかし、撤回したからには「教育の無償化」の漸進的導入へ努力しなくてはなりません。しかし、自民党改憲案は「教育を受ける機会を確保することも含め、教育環境の整備に努めなくてはならない」とし、無償化が政府の義務とは書いていません。これまでの自民党の来し方を考えると、憲法に書き入れたとしても無償化は単なる努力義務で終わってしまうのではないでしょうか。憲法に書き込まなくても、民主党政権は高校無償化を実現しました。政府のやる気さえあれば「教育の無償化」は可能なのです。

二つ目に重要なのは、教育が「国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担う」と記されている点です。安倍政権は、2006年に教育基本法を改正して教育目標に「我が国と郷土を愛する」ことを盛り込みました。また、地方教育行政法を改正し、教育に対する政治の支配力を強めてきました。「国の未来を」との文言によって、教育内容への介入さえ懸念されます。教育基本法第14条の2項にある「教育の政治的中立」にも抵触し、主権者の権利として憲法の定める、幸福追求権、思想信条の自由、教育の権利を空洞化しかねないものです。

藤本泰成（平和フォーラム共同代表）



いかがだったでしょうか？ どれもこれも、理屈に穴がたくさんあるにもかかわらず、改憲の必要性を言うために、ひどいこじつけを行っているのです。

もし、ほんとうに憲法を変える必要があるのなら、その目的を隠し立てしないで、正直にみんなに説明し、そのうえでじっくり議論をすることを呼びかけるべきでしょう。安倍首相はどうでしょうか？ 「何も変わらない」、そんなウソについて憲法を「改ざん」する。そんなやり方は不誠実だし、信用できません。どう言いつくろったとしても、おかしいものはおかしいのです。

私たちは、安倍首相が行おうとしている改憲は、絶対に止めなくてはならないと考えています。このパンフレットをお読みになって、そのことに共感していただけたなら、ぜひ、あなたのその思いを、ご家族やご友人、そしてお知り合いと共有してくださると幸いです。

変えさせたくない、  
私にできることはありますか？



### あなたの思い、寄せてください

安倍 9 条改憲 NO !  
憲法を生かす全国統一署名  
<http://anti-war.info/shomei/>  
いますすめられようとしている



「憲法改正」について、「反対！」という方だけではなく、いまの安倍首相のやり方には疑問がある方も、あせらずしっかり議論してからでも遅くないという方も、ぜひご協力をお願いします。

オンライン署名は  
こちらから！ →



### いっしょに考え、話し合ってみよう

憲法を考えるサイト  
「憲法・いま・みらい」  
<http://kenpou-mirai.com/>



憲法に関するいろんな情報、いろんな視点からの解説を掲載しながら、読者のみなさんと私たちが、憲法についてともに知り、ともに考えることを目的にしています。

◎このパンフレットについてのお問い合わせは、  
下記連絡先をお願いします。

戦争をさせない 1000 人委員会 <http://anti-war.info>

〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 1 階 平和フォーラム内  
tel:03-3526-2920 fax:03-3526-2921